

令和 2 年 6 月 3 日

薬局開設者・管理者 様

一般社団法人 長崎県薬剤師会
会 長 田代 浩幸

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取扱いに係る、薬剤の配送料に係る国費支援について（その 2）

平素より長崎県薬剤師会の業務にご協力頂き、感謝申し上げます。

当該事業については、既に 5 月 18 日に事業報告の依頼をさせていただき、初回については FAX にて 4 月 30 日から 5 月 16 日までの分の報告を頂きました。先にもお知らせしましたが、本事業は予算に上限があり、事業の実施期間中に予算上限に達した場合はその時点で支援は終了となります。

従いまして定期的な報告が必要になりますので、下記の手順にて本会に報告書を提出して頂きますようお願いいたします。

- ① 本会ホームページ※¹より報告書様式（Excel ファイル）をダウンロードしてください。別添 1 の記入方法に従い、実施状況を入力し、メール添付にて長崎県薬剤師会のメールアドレス（nagasaki@npa.or.jp）に送信して下さい。

なお、メールでの報告が困難な場合は、報告書様式を出力して頂き、必要な項目を記入後 FAX にて長崎県薬剤師会に送信して下さい。（FAX:095-848-6160）

※ 1 本会ホームページ トップページ 「新型コロナウイルス感染症対応 保険薬局の皆様へ」をクリックしてください

- ② 報告は、当初は 1 ヶ月毎に、月末までの分を翌月の 15 日までに長崎県薬剤師会に報告して下さい。当初は 1 ヶ月毎の報告で結構ですが、事業予算に限りがあるため、上限に近付いた時点で 2 週間毎、もしくは 1 週間毎に報告依頼を変更する場合がございますのでご了承ください。

なお、5 月分の報告につきましては、事前に報告して頂いた、4 月 30 日から 5 月 16 日の分も含めて報告して下さい。

- ③ 本事業の患者への周知については、本会ホームページ※¹にチラシを掲載していますのでご利用下さい。

- ④ 精算は事業終了時期以降の予定となっています。精算方法も含め、追ってご連絡いたします。

以上ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まずは、令和 2 年 6 月 15 日（月）までに、令和 2 年 4 月 30 日から令和 2 年 5 月 31 日までの実施状況を、報告書様式（Excel ファイル）に入力し、メール（nagasaki@npa.or.jp）にてお送りください。

以後、毎月 15 日までに、前月分をお送りください。なお、2 週間ごと、1 週間ごとの報告依頼に変更する場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ窓口：長崎県薬剤師会 事務局 電話 095-847-2600

別添 1

報告書様式の記入について

● 請求額・患者対応について

- ・ 薬局から長崎県薬剤師会（以下、「県薬」）への請求額は、下表「県薬への請求額」とおりとする。
- ・ 「0410 対応」の患者負担分（200 円）は、薬局が患者から徴収する。
- ・ **薬局従事者が直接訪問した場合の配送料は一律 300 円。**
「Cov 自宅」及び「Cov 宿泊」の場合の患者負担は 0 円で、全額を県薬に請求する。
「0410 対応」の場合は、配送料 300 円から患者負担の 200 円を差し引いた 100 円を県薬に請求する。
- ・ 支払に関する手数料（振込手数料、代引き手数料等）は補助の対象外で、患者負担となります。

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担（注）
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	300 円	0 円
	配送業者	配送料金額	
	注）宿泊療養施設の複数の患者に薬局従事者が届けた場合、複数人分であっても 1 件とし、300 円を県薬へ請求する。 この場合の請求手続きは「エクセル表」に全件を記載した上で、代表する 1 件のみ請求（○を記入）し、それ以外は○をしない（空欄のまま）こと。		
0410 対応	薬局の従事者	100 円	200 円
	配送業者	配送料－200 円	
	注）1 か所の届け出について複数人分を薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても 1 件とする。 この場合の請求手続きは「エクセル表」に全件を記載した上で、代表する 1 件のみ請求（○を記入）し、それ以外は○をしない（空欄のまま）こと。		

（注）申請の根拠となる資料は必ず保存しておいてください。

【根拠となる資料の例】処方せんの写し（備考に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの）、
配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

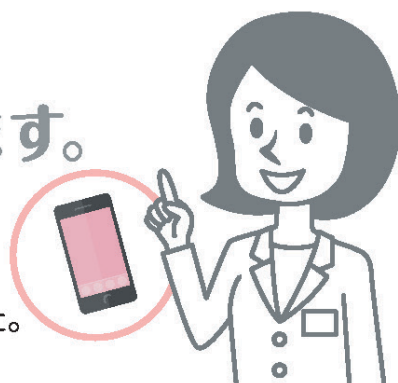
● 報告書様式の記入例 ③から⑥について

月分	③	④	⑤	⑥	
日	薬剤の配送方法 項目を選択	処方箋の 備考欄 項目を選択	配送料等 （円） 数字を 入力	県薬への 請求額（円） 数字を入力	
15	配送業者を利用	CoV宿泊	370	370	202
16	配送業者を利用	0410対応	370	170	202
17	従事者が訪問	0410対応	300	100	202

「0410 対応」
の場合は、患
者 負 担 額 は
200 円 な の
で、配送料から
200 円差し引
いた分を県薬
に請求する。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 電話やスマホで薬の説明を受け、 ご自宅でお薬を受け取ることができます。

新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、医療機関から患者さんが希望される薬局へ処方箋をFAX等により送信し、患者さんはご自宅のまま、電話等でのお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。



- 新型コロナウイルス感染症の軽症者で、宿泊療養または自宅療養の方・・・**全額補助対象**
- 上記以外の方 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご自宅でのお薬の説明、薬の受け取りをご希望の方)
・・・**200 円患者負担、** 残額は補助対象

(注) お薬の種類によっては配送が困難な場合があります、薬局への来訪を頂くことがあります。